

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」 Q&A

| 【対象工事】 | | |
|--------|---|--|
| 1 | 令和元年7月1日以降の積算を行う工事は、すべての工事に適用するの か。 | 令和元年7月1日以降に対象となる工種区分により積算し発注する工事 すべてに適用する。 |
| 2 | 平成31年4月1日以降に契約した既契約工事にも適用できるとある が、どのように対応するのか。 | 発注者から受注者へ本試行の適用が可能である旨の説明をし、受注者が 適用希望であれば、基準日を定めその旨を記載した変更施工計画書の提 出を求める。 |
| 3 | 平成31年4月1日以降に契約した工事で、特記仕様書に熱中症対策に 資する現場管理費の補正の試行対象工事である旨の記載がない場合、適 用対象になるのか。 | 平成31年4月1日以降に契約した既契約工事は、特記仕様書に記載さ れていないが、対象工事とすることができる。 |
| 4 | 平成31年4月1日以前に契約している工事だが、工期が長期間（繰 越、債務等）である場合でも対象外となるのか。 | 平成31年4月1日以前に契約した工事は、通知のとおり対象外とす る。 |
| 5 | 小規模な修繕工事等にも適用するのか。 | 対象とする。 |
| 6 | 受注者が適用可否を選択することは出来るか。 | 適用を拒否することは可能である。施工計画書に記載しなければ対象と しない。 |
| 7 | 対象工事がトンネル工事の場合は、屋外作業の工事と判断してよいか。 | トンネル工事は坑内作業を含め屋外という位置付けである。よって、ト ンネル工事は対象工事として考える。 |
| 8 | 屋内作業は、すべて対象外とするのか。 | 空調設備の無い屋内作業は、屋外と同等と見なし対象とする。 |
| 9 | 単価契約（全面委託等）に適用するのか。 | 対象外とする。 |
| 10 | 災害復旧事業に適用するのか。 | 対象外とする。 |

| | | |
|--------|---|---|
| 11 | 【土地改良】【土木】 「土地改良工事積算基準（施設機械）」による施設機械設備工事及び 「積算基準及び歩掛表（機械編）」による土木機械設備工事は対象工事に含まれるのか。 | 対象工事に含まない。 ※対象工事は、通知の〔1.対象工事等（1）対象工事〕に示す対象工程区分を適用する工事のみとする。 |
| 【対象期間】 | | |
| 1 | 大型連休、土日祝日は、工事期間に含めるのか。 | 年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全部中止期間を工事期間から除くこととしており、大型連休や土日祝日は工事期間に含むこととする。 |
| 2 | 真夏日の算出について、休日（土日祝）や現場閉所日の該当日を含めるのか。 | 分子である真夏日には含めない。 分母となる工事期間には休日や現場閉所日を含めた日数とする。（通知のとおり年末年始や夏期休暇等は含めない） |
| 3 | 工事の一部中止期間は、工事期間に含めるのか。 | 工事の一部中止期間は工事期間に含める。 工事の全部中止期間については、工事期間に含めない。 |
| 4 | 工事の始期とはいつの時点を目指すのか。 | 工事開始日。 ※工事開始日：岐阜県建設工事共通仕様書 第1編共通編 1-1-2 用語の定義 46 工事開始日 工事の始期日または設計図書において規定する始期日 |
| 5 | フレックス工期の場合、工事期間の始期はどのように考えるか。 | 工事契約書記載の工事開始日からとする。 |
| 6 | 既契約工事における「基準日」はどのように決定するのか。 | 受注者が本試行を適用希望であれば、工事期間の始期とする「基準日」を受注者との協議により決める。また、基準日は工事の始期まで遡ることができることとする。 |
| 7 | 既契約工事における「基準日」は、工期のいつの時点とすることが妥当なのか。 | 通知の別紙において2（2）工事期間は、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計と定義していることから、準備期間より前の日にちとすることが妥当である。 |
| 8 | 工事期間の終期は後片づけ期間まで含むとあるが、変更設計作成はもっと早い時期になることが多いと思われる。具体的にどのような運用になるのか。 | 本試行による現場管理費の補正は最終変更設計書により補正するため、後片づけが工期末となる場合、ある時点で真夏日の集計を打ち切り実績確認を行う必要がある。通知のとおり最終変更設計の作成開始日までを工事期間として、受注者との協議によりその日にちを決定すること。 |

| | | |
|--------|---|--|
| 9 | <p>工事期間に含まない期間で、”夏季休暇3日間”とあるが、夏季休暇を考慮する期間はいつからいつまでか。</p> | <p>夏季休暇3日間は、実際に受注者が休日とする日とし、受注者が3日以上の日数とした場合でも3日間を工事期間から差し引き、それ以上の日数は工事期間に含めることとする。 年末年始の6日間も同様の考えとする。</p> |
| 【観測方法】 | | |
| 1 | <p>最寄りの気象庁の地上気象観測所とは、どのように考えればよいか。</p> | <p>施工現場と水平直線距離（地図上の直線距離）で最も近傍の気象観測所の観測データを用いることとする。※県内の観測所に限らない。</p> |
| 2 | <p>気象庁の観測方法に準拠した方法とは、どのような方法なのか。</p> | <p>気象庁HPに下記記載がある。 「風通しや日当たりの良い場所で、電気式温度計を用いて、芝生の上1.5mの位置で観測することを標準としています。また、電気式温度計は直射日光に当たらないように、通風筒の中に格納しています。通風筒上部に電動のファンがあり、筒の下から常に外気を取り入れて、気温を計測しています。」</p> |
| 3 | <p>通知文の「別紙」に記載されている、気象庁の地上気象観測所の気温データは、気象庁HPのどこを参照すればよいか。</p> | <p>気象庁HPにおいて、下記の手順で入手可能。 各種データ・資料 <ul style="list-style-type: none"> >過去の地点気象データ・ダウンロード <ul style="list-style-type: none"> >地点を選ぶ 「岐阜県クリック※」→「対象観測所クリック」 >項目を選ぶ 「日最高気温」 >期間を選ぶ 「期間をプルダウンで選択」 >CSVファイルをダウンロード <p>※最寄りの気象庁の地上観測所を選択する場合、工事場所によっては他県の観測所の方が近い場合もあるため留意すること。</p> </p> |
| 4 | <p>夜間工事（昼間作業は無し）の場合、最高気温はどのように扱うのか。</p> | <p>夜間作業等の場合は、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合を真夏日として算出する。</p> |
| 5 | <p>施工計画書には何を記載するのか。</p> | <p>工事期間中の真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。 例）使用する観測所及び指数（気温または暑さ指数（WBGT））、報告様式等。 具体的な熱中症対策に関する記載は必須としない。※監督員等による対策状況などの現場確認は必要としない。 岐阜県HPに施工計画書（作成例）を掲載している。 トップ>社会基盤>県土・都市整備>技術管理>工事関係書類様式集（ダウンロード用）R01 https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/kouji-youshikiR0105.html</p> |

| | | |
|------|--|---|
| 6 | 既契約工事で、対象工事となった場合、真夏日の計測方法と計測結果の報告方法を記載した変更施工計画書を提出すればよいのか。 | 変更施工計画書を提出すること。 記載例は、岐阜県HPに施工計画書（作成例）を参照のこと。 トップ>社会基盤>県土・都市整備>技術管理>工事関係書類様式集（ダウンロード用）R01 https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/kouji-youshikiR0105.html |
| 7 | 受注者からの計測結果報告時の提出資料は、何を添付するのか。 | 補正値を算出する根拠として、工事期間、真夏日日数を確認できる資料であれば受注者の任意様式で可とする。 ※気象庁HP、環境省HP等の気温やWBGTの証明資料の添付は必須としない。 |
| 8 | 観測温度が補正根拠となるが、平地部の舗装工事と山中の砂防工事ではかなり差が生じるが、最寄りの観測所が同じ場合、適正な補正と考えられるか。 | 最寄りの気象観測所による観測データを使用し、山間部、都市部等の区分は設けない。但し、治山・林道事業のみ標高差による補正を行うこととする。 |
| 【積算】 | | |
| 1 | 施工箇所点在型積算の場合は、どのように対応するのか。 | 施工箇所毎に現場管理費補正を行うこととする。施工箇所毎に最寄りの観測所データを用い補正値を算出する。 |
| 2 | 現場環境改善費として費用計上している場合、二重計上とならないか。 | 本試行適用による対策状況などの現場確認は必要としない。これまで様々な熱中症対策を受注者は行っており、それに対し諸経費率にて費用を加算するものであり現場環境改善費とは根本的に違うものである。 |
| 3 | 【治山・林道】 気温の補正に用いる気象庁の地上観測所の標高は何を用いるのか。 | 気象庁HPに観測所の「海面上の高さ」が掲載されているため、その数値を用いる。 |
| 4 | 【治山・林道】 工事現場の標高はどのように決定するのか。 | 着手前の地形において、作業（仮設工事含む）を行う最も標高の低い箇所を用いる。なお標高値については契約図面から求めることとし、判読が困難な場合は10m未満切り捨てとする。 |
| 5 | 「なお、他の現場管理費補正値と重複する場合においては補正値の合計は最高2%とする。」とあるが、重複しない場合は、2%以上となるのか。 | 他の現場管理費補正がない場合、熱中症対策補正の最高補正値は1.2%であり、2%を超えることはない。 |
| 6 | 真夏日に1日も作業をしていない場合でも、補正できるのか。 | 真夏日が0日の場合は、算出式により補正値は0%となる。 |

| | | |
|-------|--|---|
| 7 | <p>建設工事変更事務処理要領第3項では、設計図書の一部を変更することとしているが、変更契約の設計図書としては何を添付するのか。 また、変更理由に用いられる第4項の適用基準ではどれに該当するのか。</p> | <p>本通知による補正に関する設計図書への添付資料は特に定めた様式等はないため、監督員は補正値の算出根拠となる資料を作成し、変更設計の参考資料とし添付する。 変更理由の適用基準は、(2)クとする。</p> |
| 8 | <p>積算システムでの補正方法は、計算で求めた熱中症対策補正値(%)を積算システム上での「各経費率補正」の欄に補正値分のみを入力をして積算するのか。または、補正値を含む経費率として入力して積算するのか。</p> | <p>設計積算システムでの補正方法は、算出式により求めた熱中症対策補正値(%)を「各経費率補正」の現場管理費の欄に入力し積算する。 ※ここに入力する補正値は加算であり、そのまま算出した補正値を入力する。</p> |
| 9 | <p>最終の変更設計時に補正値を反映することになるため、熱中症対策補正のみの変更であっても変更事務処理が遅くなる場合がある。</p> | <p>補正値を算出する工事期間の終期とは最終変更設計作成開始日としており、変更事務処理に影響ない期間で補正値を算出する。</p> |
| 【その他】 | | |
| 1 | <p>業者のほとんどはまだ知らない状況であるが、各事務所ごとに周知しなければならないのか。</p> | <p>技術検査課より「岐阜県建設産業団体連合会」へ通知し、各会員への情報提供をお願いしている。また、県HPへの掲載も行っている。各事務所からの周知は不要と考えるが、必要に応じて対応をお願いします。</p> |